

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー参画規約

「TEAM EXPO 2025」プログラム（以下、「本プログラム」という。）とは、2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、多様なセクターが主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことを目指す取組みである。

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナーに登録する法人・団体等は、「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー参画規約（以下、「本規約」という。）に同意した上で、本プログラムの共創パートナー（第1条(1)に定義する。）として取り組むものとする。

（用語の定義）

第1条 本規約では使用する次の用語は、当該各号に定める意味で使用する。

(1) 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー（以下、「共創パートナー」という。）

自らが有する人的・物的・財務的資源等を活用して、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、自らが主体となって未来に向けて行動を起こしている、または行動を起こそうとしている法人や団体

(2) 登録情報

共創パートナーの登録に必要な情報

(3) 知的財産権

著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）

（運営）

第2条 本プログラムは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「当協会」という。）が企画・管理・運営する。なお、当協会は、本プログラムの企画・管理・運営の一部を第三者に委託することがある。

（登録情報の登録）

第3条 共創パートナーは、「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト（以下「TE公式サイト」といいます。）を利用して、登録情報を登録する。

2 共創パートナーに登録する場合は、連絡担当者1名を定めた上で、連絡担当者の氏名、連絡先、Eメールアドレス、並びに、法人または団体の名称及び所在地その他当協会が定める情報を登録する。

3 当協会が必要と判断した場合、当協会は共創パートナーまたは連絡担当者から本人確認等の資料の提出を求めることがある。

4 当協会は、共創パートナーが登録した登録情報を当協会が別途定める個人情報保護方針及び「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に従い管理するものとする。

（登録期間）

第4条 共創パートナーの登録期間（以下「登録期間」という。）は、当協会における登録日から起算し

て1年間とする。ただし、登録期間満了日の1ヶ月前までに、共創パートナーが書面をもって登録の抹消を請求しないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 共創パートナーは、前項の登録期間内であっても当協会に書面をもって通知することにより登録の抹消を請求することができる。ただし、当協会による登録抹消日は、請求受領後1ヶ月を経過した日とする。

(登録拒否)

第5条 当協会は、共創パートナーに登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を拒否しまたは抹消することがある。

- (1) 過去に本規約違反等により、当協会から登録抹消されているとき
- (2) 登録情報の内容に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれているとき
- (3) 反社会的勢力（暴力団員、反社会的勢力、その他これに準じる者を含む。）などの構成員、または資金提供その他を通じて、反社会的勢力等の維持、運営または経営に関与するなど、反社会的勢力と関係があるとき
- (4) その他当協会が共創パートナーの登録に不適當であると合理的な理由に基づき判断するとき

(連絡・通知)

第6条 本規約の変更に関する通知その他当協会から共創パートナーに対する周知は、TE公式サイトに掲示その他適切な方法で行い、当協会から共創パートナーに対する連絡または通知は、TE公式サイトに登録されたEメールアドレスや連絡先宛てに通知する方法で行う。

2 当協会がTE公式サイトに登録されたEメールアドレスや連絡先に通知を発したときに、共創パートナーは当該通知を受領したものとみなす。

3 共創パートナーからの本プログラムに関する問合せその他当協会に対する連絡または通知は、当協会の定めるEメールアドレスや連絡先宛てに通知する方法で行う。

当協会のEメールアドレス（TEAM EXPO 2025事務局） te2025-info@expo2025.or.jp

(守秘義務)

第7条 共創パートナーは、共創パートナーの活動を通じて当協会から提供され、また知り得た当協会の秘密情報について、登録期間中及び登録期間終了後を問わず、第三者に開示または漏洩することが禁止される。ただし、事前に当協会の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 共創パートナーが次の各号に掲げる情報であることを証明できるときは、前項の秘密情報に該当しない

- (1) 開示を受けたときに、既に公知であったまたは一般に入手可能であった情報
- (2) 開示を受けたときに、既に共創パートナーが適法に知得していた情報
- (3) 守秘義務を負うことなく、共創パートナーが正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 開示を受けた後、相手方の責によることなく、公知となった情報
- (5) 開示を受けた後、当該開示を受けた情報に関係なく、共創パートナーが独自に取得し、または創出した情報

(費用と責任の負担)

第8条 共創パートナーの取組みの実施に要する費用及び責任は、共創パートナーの負担とし、当協会はこれらを分担しない。

2 共創パートナーの取組みの実施に起因または関連して第三者から損害賠償請求その他クレームが申し立てられたときは、共創パートナーの責任において解決するものとし、当協会を巻き込まない。ただし、当協会の責によるべき場合は、この限りではない。

3 共創パートナーは、前項本文の第三者からのクレーム内容、交渉状況及び解決結果を当協会に適宜報告するものとする。

4 共創パートナーの取組みの実施に起因または関連して当協会が第三者とのトラブルに巻き込まれたときは、共創パートナーと協力してこれを解決する。ただし、解決に要した当協会の費用（弁護士費用を含むが、これに限らない）は共創パートナーの負担とする。ただし、当協会の責によるべき場合は、この限りではない。

(禁止事項)

第9条 共創パートナーは、本プログラムに取り組むに際し、次のいずれかに該当する行為またはそれらの恐れのある行為、もしくはそれらの行為に該当すると当協会が判断する行為を行ってはいけない。

- (1) 取組み内容が本プログラムの趣旨にそぐわない行為
- (2) 公序良俗に反する行為、その他法令に反する行為
- (3) 他の共創パートナーもしくは第三者または当協会に迷惑、不快感、不利益もしくは損害を与える行為
- (4) 他の共創パートナーもしくは第三者または当協会の著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為
- (5) 他の共創パートナーもしくは第三者または当協会の名誉またはブランドイメージを傷つける行為
- (6) 他の共創パートナーもしくは第三者または当協会から提供を受けた物的・財務的資源等を本プログラムの取組み以外で使用する行為
- (7) 他の共創パートナーもしくは第三者または当協会から提供を受けた物的・財務的資源等を、他の登録者または他の登録者以外の第三者を介して、複製、販売、出版、頒布、公開並びにこれらに類似する行為
- (8) 他の共創パートナーの個人情報・企業情報を収集、蓄積または保存をする行為
- (9) 取組みが専ら商業目的(商品・サービスの販売促進を目的とするもの)または資金調達目的（活動の費用を賄うための資金の調達）とする行為

(保証の否認、免責事項)

第10条 当協会は、本プログラムが共創パートナーの特定の目的に適合すること、期待する機能・価値・正確性・有用性を有すること、共創パートナーによる本プログラムの取組みが共創パートナーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証しない。

(共創パートナーの取組みに関する協議)

第11条 当協会は、共創パートナーの取組みの意義、実施に関し適宜共創パートナーに報告、意見交換または協議を求めることができる。

(TEAM EXPO 2025 公式ウェブサイトでの情報発信)

第12条 共創パートナーは、別に規定する「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に従い、TE公式サイトからの情報を発信することができる。

2 共創パートナーがTE公式サイトから発信できる情報及び内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 共創パートナー登録を行った取組みの内容、活動の報告及び参画に関すること
- (2) 本プログラムの趣旨を広く周知すること
- (3) 本プログラム参画者同士の共創促進に寄与すること
- (4) 大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現やSDGs達成への貢献に寄与すること
- (5) 大阪・関西万博の機運醸成と参加型万博の実現に寄与すること

(ロゴマークの使用)

第13条 「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク(以下「本ロゴマーク」といいます)や当協会が制作したオリジナルのコンテンツに関する知的財産権は、当協会に帰属し、知的財産権に関する法令等により保護される。

2 共創パートナーは、別に定める「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク使用に関する規約に従い、本ロゴマークを使用することができる。

(当協会による登録抹消事由)

第14条 当協会は、共創パートナーが次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なく直ちに共創パートナーとしての登録を抹消することができる。

- (1) 過去3年以内に、国税及び地方税にかかる滞納処分を受けたとき
- (2) その他、法令違反等による行政処分を受けたとき
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するとき

2 当協会は、共創パートナーが次の各号のいずれかに該当すると当協会が判断し、相当期間を定めて是正を勧告したにもかかわらず是正しない場合には、共創パートナーとしての登録を抹消することができる。

- (1) 共創パートナーの取組みの実施状況が登録内容と明らかに異なるとき
- (2) 共創パートナーによる共創チャレンジのPR及び情報発信がTE公式サイト等での表現として明らかに相応しくないとき
- (3) 本ロゴマークの使用方法が前条の「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク使用に関する規約に違反するとき
- (4) 他のユーザーに成りすます行為など、「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に違反した目的または状況において使用されているとき
- (5) 共創パートナーが募集する共創メンバー及びその活動が本プログラムに明らかに相応しくないとき

(6) 共創パートナーが本規約に定める条項に違反するとき

(本規約の変更)

第 15 条 当協会は、次に定める場合には、本規約を変更することができる。

(1) 本規約の変更が共創パートナーの一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が本規約による合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的であるとき。

2 当協会は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び効力発生日を明示し、効力発生日の相当期間前までに第 6 条に定める方法により共創パートナーに周知するものとする。

3 前項による本規約の変更に同意しない共創パートナーは、効力発生日まで当協会に対し書面で通知することにより変更後の本規約の適用を排除することができる。

4 本規約は、第 2 項に定める効力発生日から第 2 項で周知された内容に変更されるものとする。

(疑義等の決定)

第 16 条 本規約に関し疑義等が生じたときは、当協会及び共創パートナーが誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(準拠法)

第 17 条 本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとする。

(裁判管轄)

第 18 条 共創パートナーと当協会との間で紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【付則】(制定・施行) 2021 年 4 月 15 日

改正 2021 年 8 月 25 日

改正 2022 年 4 月 1 日